

施設等の維持管理に関する業務基準表(旧市内)

- ①今治市営中央体育館
- ②今治市営桜井スポーツランド・桜井総合公園
- ③今治市営球場
- ④今治市営補助グラウンド
- ⑤その他プール
- ⑥今治市営鹿ノ子庭球場・今治市営富田海浜庭球場
- ⑦今治市営ゲートボール場
- ⑧今治市営富田海浜プール
- ⑨今治市営桜井海浜ふれあい広場サッカー場

体育施設仕様書資料6-1 ①今治市営中央体育館
施設等の維持管理に関する業務基準表

項 目		業務の主な内容	点検回数等
植栽管理業務		植込(上木(60cm未満)1本・上木(60cm以上)25本・中木(20cm以下)2本・寄植9㎡・生垣174.7m) (1)剪定(弱) (2)薬剤散布 (3)除草 (4)寄植え施肥 芝生(235.5㎡) (1)芝刈り (2)人力除草 (3)薬剤除草 (4)芝施肥 (5)目土掛け	年1回 年4回 年4回 年2回 年4回 年2回 年2回 年2回 年1回
清掃管理業務	日常清掃	1日常清掃 3人体制 2清掃内容 屋内、外回り、駐車場の清掃。 床の拭き掃き、床面等汚れ部分の補修、雑巾掛け(テーブル類)、ゴミ箱・ごみ袋の処理、灰皿の処理、茶灰殻の処理、手すり・衛生陶器類の磨き、トイレ清掃、トイレトペーパー・石鹸等の補充、ドア磨き、ガラス類磨き、マット清掃、掃除機掛け、拭き掃除、モップ交換・洗濯、樹木の散水など	適宜 適宜
	定期清掃	卓球室・トレーニング室・小会議室洗浄、ワックス塗 ロビー・1階、2階ローカ 洗浄、ワックス塗 アリーナ・剣道場フローリング トレッシングオイル磨き	年12回 1週間1回以上
保守点検業務	電気工作物保安	電気事業法第43条第1項の規定に基づき、自家用電気工作物が、電気設備技術基準に適合しているかどうかを確認する 月次点検 (絶縁監視装置設置) 年次点検	隔月1回 年1回
	空調機保守点検	1.定期点検 (1)オイル、クーラント漏れ確認、補充 (2)消耗部品の点検、交換(エレメント類、プラグ、ベルト等) (3)各駆動部の調整、清掃 (4)運転データ確認(室外機、室内機) 2.故障時の緊急修理対応	年1回 常時
	消防設備保守点検	点検内容 消防法第17条に基づき、消防施設等が同法17条の技術上の基準に適合しているかどうかを確認する ・機器点検(外観点検を含む) ・総合点検(外観点検を含む) ・防火対象物点検	年2回 年1回
	音響設備保守	1. 定期点検 (1)ミキサー、増幅器及び周辺機器全ての動作チェック (2)不良箇所の修理、点検 (3)機器類の清掃 2. 故障時の緊急保守点検	年1回 常時
	高架水槽等点検	高架水槽清掃作業 受水槽清掃作業 水質検査	年1回
	昇降機保守	三菱エレベーター 1台 1定期的に計画的な保全作業の実施(点検・手入れ・給油・調整・清掃作業等) 2リモート点検(運行状態を常時記録し、その記録を収集して、定期的に機器及び運転機能を点検する。 3異常監視・・対象設備に異常が発生したときは、リモート点検装置から異常通報に基づき、適切な処置をとる。 4故障時の緊急点検	2か月に1回 (定期点検) 1ヵ月に1回 (リモート点検)

体育施設仕様書資料6-1 ①今治市営中央体育館
施設等の維持管理に関する業務基準表

項 目		業務の主な内容	点検回数等
警備業務	開館 時間外	1任務 (1)火災、盗難及び破損行為の予防 (2)事故確認時における関係先への通報及び連絡 (3)警備報告書及び事故報告等の提出 2方法 (1)機械警備と巡回警備(不定期隔日)との併用とする (2)機械警備は毎日定期的に通信し、異常の有無を確認できるもの及び対象物で発生した異常事態を受信者へ自動的に通報する機能を有するものとする (3)巡回警備は有事に備えることのできる配置とする	閉館時 (機械警備)
廃棄物処理業務		可燃物 不燃物	週2回 週1回

体育施設仕様書資料6-1 ②今治市営桜井スポーツランド・桜井総合公園
施設等の維持管理に関する業務基準表

項 目		業務の主な内容	点検回数等
植栽管理業務		植込(上木(60cm以上)101本・寄植536㎡・生垣439m) (1)剪定(弱) (2)薬剤散布 (3)除草(800㎡) (4)寄植え施肥 芝生(2,136㎡) (1)芝刈り (2)人力除草 (3)薬剤除草 (4)芝施肥 (5)目土掛け	年1回 年4回 年4回 年2回 年4回 年2回 年2回 年2回 年1回
清掃管理 業務	日常清掃	1常に施設が清潔な状態にあり、使用者が気持ちよく使用できるように努めること 2施設の使用状況に応じて実施時間や場所を考慮するなど 使用者に迷惑のかからないように業務にあたること 3テニスコート、陸上競技場に付随する施設の清掃業務 4コート整備 【砂入り人工芝テニスコート】 ブラシによる砂均し作業を月2回行うこと。また、年1回「けい砂」を補充するとともに砂均し作業を行うこと。 【多目的グラウンド】 毎月1回ランニングマット・ブラシにより地均し等行うとともに必要に応じ補修材料を用いて整備をすること。また、年1回、荒木田土、洗砂、塩カル等を用いて整備をすること。 【陸上トラック】 毎月1回ランニングマット・ブラシにより地均し等行うとともに必要に応じ補修材料を用いて整備をすること。 5トイレ清掃	適宜 適宜 適宜 適宜 適宜
廃棄物処理業務		可燃物 不燃物	週2回 週1回

体育施設仕様書資料6-1 ③今治市営球場
施設等の維持管理に関する業務基準表

項 目		業務の主な内容	点検回数等
植栽管理業務		芝生管理工 (1) 芝刈り(9,240㎡) (2) 芝施肥(9,240㎡) (3) 目土掛け(9,240㎡) (4) 芝生エアレーション(9,240㎡) (5) 芝生人力根抜き除草(9,240㎡) 薬剤散布工 (1) 芝生薬剤散布(9,240㎡) (2) 芝生除草工(薬剤)(9,240㎡) 雑工 (1) 芝生縁切り 内野グラウンドの管理 (1) 全体整備	年4回 年2回 年1回 年2回 年2回 年2回 年2回 年1回 常時
清掃管理業務	日常清掃	1. スタンド清掃 2. 室内清掃、トイレ清掃 3. 落葉清掃、草抜き	適宜 適宜 適宜
保守点検業務	消防設備保守点検	点検内容 消防法第17条に基づき、消防施設等が同法17条の技術上の基準に適合しているかどうかを確認する ・機器点検(外観点検を含む) ・総合点検(外観点検を含む)	年2回 年1回
	空調機保守点検	1. 定期点検 (1) オイル、クーラント漏れ確認、補充 (2) 消耗部品の点検、交換(エレメント類、プラグ、ベルト等) (3) 各駆動部の調整、清掃 (4) 運転データ確認(室外機、室内機) 2. 故障時の緊急修理対応	年1回 常時
	スコアボードシステム保守点検	1. 定期点検 (1) 機器員数確認 (2) 機器設置状況確認(キズ・汚れ、配線、ネジ・緩み、コネクタ勘合) (3) 電氣的仕様確認(入力・出力電圧確認) (4) 設定確認(部品/機器の設定が指示通りであること。) (5) 基本動作確認(基本機能動作確認) (6) アラーム確認(アラーム通知確認) 2. 故障時の緊急修理対応	年1回 常時
廃棄物処理業務		可燃物 不燃物	週2回 週1回

体育施設仕様書資料6-1 ④今治市営補助グラウンド
施設等の維持管理に関する業務基準表

項 目		業務の主な内容	点検回数等
清掃管理 業務	日常清掃	(1)補助グラウンドに付随する施設の清掃業務(トイレなど) (2)グラウンド整備 毎月1回ランニングマット・ブラシにより地均し等行うとともに 必要に応じ補修材料を用いて整備をすること。また、年1回、 荒木田土、洗砂、塩カル等を用いて整備すること。	適宜 適宜
		可燃物 不燃物	週2回 週1回

体育施設仕様書資料6-1 ⑤その他プール(御厩プール・鹿ノ子プール)
施設等の維持管理に関する業務基準表

項 目		業務の主な内容	点検回数等
清掃管理 業務	定期清掃	定期清掃 ・管理棟清掃…ガラス磨、床面洗浄 ・プール清掃…床面、壁面清掃 ・場内清掃…タイル清掃	年1回(開園前)
	日常清掃	1. 場内清掃 3. 落葉清掃、草抜き	常時 常時
保守点検 業務	監視等	運営に伴う業務 (1)受付、案内、改札業務 (2)利用者の安全監視業務 (3)施設の開場、閉場 (4)施設利用状況等統計記録及び報告 (5)施設、機械器具等の使用管理及び点検整備 (5)施設の清掃 (6)水の事故に対する応急措置 (7)その他使用管理に係る一般事務	
	浄水装置 保守点検	1. 定期点検 期初点検調整試運転 期中点検調節指導 期末点検調整収納 2. 故障時の緊急保守点検	年1回 常時
	水質点検	理化学検査 細菌検査	年1回
	浄化槽管 理保守	鹿ノ子プール(単独 分離接触ばっ気方式 KR 30人槽) 浄化槽法第11条の検査に適合するよう維持管理に努めること。 法定検査 浄化槽汚泥汲取	年6回以上 年1回 年1回
警備業務	開館時間外	1. 深夜巡回警備	不定期間隔
廃棄物処理業務		可燃物 不燃物	週2回 週1回

体育施設仕様書資料6-1 ⑥今治市営鹿ノ子庭球場・今治市営富田海浜庭球場
施設等の維持管理に関する業務基準表

項 目		業務の主な内容	点検回数等
清掃管理 業務	日常清掃	1常に施設が清潔な状態にあり、使用者が気持ちよく使用できるように努めること	適宜
		2施設の使用状況に応じて実施時間や場所を考慮するなど 使用者に迷惑のかからないように業務にあたること	適宜
		3テニスコートに付随する施設の清掃業務	適宜
		4コート整備 鹿ノ子【ハードコート】 常に良好な状態に維持するため、定期的な点検、清掃、応急修繕を行うこと。 富田【砂入り人工芝テニスコート】 ブラシによる砂均し作業を月2回行うこと。また、年1回「けい砂」を補充するとともに砂均し作業を行うこと。	適宜

体育施設仕様書資料6-1 ⑦今治市営ゲートボール場
施設等の維持管理に関する業務基準表

項 目		業務の主な内容	点検回数等
清掃管理 業務	日常清掃	1常に施設が清潔な状態にあり、使用者が気持ちよく使用できるように努めること 2施設の使用状況に応じて実施時間や場所を考慮するなど 使用者に迷惑のかからないように業務にあたること 3ゲートボール場に付随する施設の清掃業務	適宜

体育施設仕様書資料6-1 ⑧今治市営富田海浜プール
施設等の維持管理に関する業務基準表

項 目		業務の主な内容	点検回数等
清掃管理 業務	定期清掃	1任務 プール関連施設の美化 2清掃内容 (1)管理棟清掃 床面清掃 149㎡ (2)プール清掃 床面清掃 1,496㎡ 壁面清掃 292㎡ (流水・着水・人工波・幼児) (3)スライダー塔 階段・踊場洗浄 71㎡ (手摺清掃含む) (4)ウォータースライダー 滑面(内面)洗浄 331㎡ (5)歩行者橋 階段・踊場洗浄 42㎡ (6)場内清掃 タイル清掃 3,313㎡ ベンチ清掃 38基 排水溝清掃(排水口も含む) 534,6m	年1回(開園前)
	日常清掃	1場内清掃 2落葉清掃、草抜き	適宜
保守点検 業務	電気工作 物保安管 理	電気事業法第43条第1項の規定に基づき、自家用電気工作 物が、電気設備技術基準に適合しているかどうかを確認する 月次点検 (絶縁監視装置設置) 年次点検	隔月1回 年1回
	消防設備 保守点検	点検内容 消防法第17条に基づき、消防施設等が同法17条の技術上 の基準に適合しているかどうかを確認する ・機器点検(外観点検を含む) ・総合点検(外観点検を含む)	年2回 年1回
	スライ ダー保守	1定期点検 2故障時の緊急保守点検	年1回 常時
	受水槽清 掃	仕様書 (1)受水槽内の沈積物質、浮遊物質、壁面等の付着物質の 除去を行うにあたり、洗浄汚水の排水を完全に行うこと (2)受水槽の清掃後、消毒を行うこと。消毒は2回以上繰り 返すとともに消毒排水の排除を完全に行うこと。 (3)受水槽内の水張り後、給水栓末端及び受水槽内の残留 塩素の測定を行うこと。ただし残留塩素の測定は、清掃終了 後ただちに行うこと。 (4)受水槽の亀裂、異物混入及び自動機器の点検を行うこと。 (5)飲料に供するため、清掃終了後、保健所による理化学一 般検査・細菌検査を行い安全確認を行うこと。	年1回(開園前)
	監視等	運営に伴う業務 (1)受付、案内、改札業務 (2)利用者の安全監視業務 (3)施設の開場、閉場 (4)施設利用状況等統計記録及び報告 (5)施設、機械器具等の使用管理及び点検整備 (5)施設の清掃 (6)水の事故に対する応急措置 (7)その他使用管理に係る一般事務	
	浄水装置 保守点検	1定期点検 期初点検調整試運転 期中点検調節指導 期末点検調整収納 2故障時の緊急保守点検	年1回 常時
	水質点検	理化学検査 細菌検査	年1回

施設等の維持管理に関する業務基準表

項 目		業務の主な内容	点検回数等
警備業務	開館時間外	1. 任務 (1) 火災、盗難及び破損行為の予防 (2) 事故確認時における関係先への通報及び連絡 (3) 警備報告書及び事故報告等の提出 2. 方法 (1) 機械警備と巡回警備(不定期隔日)との併用とする (2) 機械警備は毎日定期的に通信し、異常の有無を確認できるもの及び対象物で発生した異常事態を受信者へ自動的に通報する機能を有するものとする (3) 巡回警備は有事に備えることのできる配置とする	
廃棄物処理業務		可燃物 不燃物	週2回 週1回

体育施設仕様書資料6-1 ⑨今治市宮桜井海浜ふれあい広場サッカー場
施設等の維持管理に関する業務基準表

項 目		業務の主な内容	点検回数等
人工芝管理業務	人工芝生地管理	芝生管理工(8,700m ²) (1)雑草除去 (2)ゴミ異物の除去 (3)部分的にブラッシング (4)ブラッシング (5)充填物チェック (6)ゴムチップの補充 (7)フィールドチェック (8)必要に応じた散水 (9)部分補修 雑工 (1)全体整備	適宜 使用毎 使用毎 月1回 月1回 年1回 大雨後 夏場 適宜
清掃管理業務	日常清掃	1場内清掃 2落葉清掃、草抜き	適宜 適宜
保守点検業務	電気工作物保安管理	電気事業法第43条第1項の規定に基づき、自家用電気工作物が、電気設備技術基準に適合しているかどうかを確認する 月次点検 (絶縁監視装置設置) 年次点検	隔月1回 年1回
警備業務	開館時間外	1深夜巡回警備	不定期間隔
廃棄物処理業務		可燃物 不燃物	週2回 週1回

施設等の維持管理に関する業務基準表(朝倉地区)

- ①今治市営朝倉緑のふるさと公園運動場(多目的広場)
- ②今治市営朝倉緑のふるさと公園運動場(テニスコート)
- ③今治市朝倉B&G海洋センター(上屋付温水プール)
- ④今治市朝倉B&G海洋センター(体育館)
- ⑤今治市朝倉B&G海洋センター((公財)B&G財団との連携業務)

体育施設仕様書資料6-2 ①今治市営朝倉緑のふるさと公園運動場(多目的広場)
施設等の維持管理に関する業務基準表

項 目		業務の主な内容	点検回数等
清掃管理 業務	日常清掃	1 管理棟内清掃、トイレ清掃 2 落葉清掃、草抜き	適宜 適宜
	電気工作 物保安管 理	電気事業法第43号第1項の規定に基づき、自家用電気工作 物が、電気設備技術基準に適合しているかどうかを確認する 月次点検 (絶縁監視装置設置) 年次点検	隔月1回 年1回
保守点検 業務	浄化槽管 理保守	単独 分離接触ばっ気方式(PL) さわやかトイレ上(50人槽)、緑のふるさと公園(30人槽) 浄化槽法第11条の検査に適合するよう維持管理に努めること。 法定検査 浄化槽汚泥汲取り	年6回以上 年1回 年1回

体育施設仕様書資料6-2 ②今治市宮朝倉緑のふるさと公園運動場(テニスコート)
施設等の維持管理に関する業務基準表

項 目		業務の主な内容	点検回数等
清掃管理 業務	日常清掃	1常に施設が清潔な状態にあり、使用者が気持ちよく使用できるように努めること 2施設の使用状況に応じて実施時間や場所を考慮するなど 3使用者に迷惑のかからないように業務にあたること 3テニスコートに付随する施設の清掃業務 4コート整備 【ハードコート】 常に良好な状態に維持するため、定期的な点検、清掃、応急修繕を行うこと。	適宜 適宜 適宜 適宜

体育施設仕様書資料6-2 ③今治市朝倉B&G海洋センター(プール)
施設等の維持管理に関する業務基準表

項 目		業務の主な内容	点検回数等
清掃管理 業務	定期清掃	定期清掃 ・管理棟清掃…ガラス磨、床面洗浄 ・プール清掃…床面、壁面清掃 ・場内清掃…タイル清掃	年1回
	日常清掃	1場内清掃 2落葉清掃、草抜き	適宜 適宜
保守点検 業務	浄水装置 保守点検	1定期点検 期初点検調整試運転 期中点検調節指導 期末点検調整収納 2故障時の緊急保守点検	年1回 常時
	水質点検	理化学検査 細菌検査	年1回

体育施設仕様書資料6-2 ④今治市朝倉B&G海洋センター(体育館)
施設等の維持管理に関する業務基準表

項 目		業務の主な内容	点検回数等
植栽管理業務		植込(上木(60cm以上)7本・寄植540㎡) (1)剪定(弱) (2)薬剤散布 (3)除草(320㎡)	年1回 年4回 年4回
清掃管理業務	日常清掃	1. 日常清掃 2. 清掃内容 屋内、外回り、駐車場の清掃。 床の拭き掃き、床面等汚れ部分の補修、雑巾掛け(テーブル類)、ゴミ箱・ごみ袋の処理、灰皿の処理、茶灰殻の処理、手すり・衛生陶器類の磨き、トイレ清掃、トイレトペーパー・石鹸等の補充、ドア磨き、ガラス類磨き、マット清掃、掃除機掛け、拭き掃除、モップ交換・洗濯、樹木の散水など	適宜
	定期清掃	アリーナ・剣道場フローリング トレッシングオイル磨き	1週間1回以上
保守点検業務	電気工作物保安管理	電気事業法第43号の規定に基づき、自家用電気工作物が、電気設備技術基準に適合しているかどうかを確認する 月次点検 (絶縁監視装置設置) 年次点検	隔月1回 年1回
	ボイラー点検整備	ボイラー点検(簡易ボイラ構造規格) (1)オイルバーナーの分解整備 (2)ボイラー炉内清掃整備 (3)排気測定燃焼調整 第1種圧力容器点検 性能:種類 貯湯槽・最高出力 4kg/㎡・内容積 2.5m ³	年2回
	消防設備保守点検	点検内容 消防法第17条に基づき、消防施設等が同法17条の技術上の基準に適合しているかどうかを確認する ・機器点検(外観点検を含む) ・総合点検(外観点検を含む) ・防火対象物点検	年2回 年1回
	空調機保守点検	1.定期点検 (1)オイル、クーラント漏れ確認、補充 (2)消耗部品の点検、交換(エレメント類、プラグ、ベルト等) (3)各駆動部の調整、清掃 (4)運転データ確認(室外機、室内機) 2.故障時の緊急修理対応	年1回 常時
	浄化槽管理保守	合併浄化槽(接触ばっ気方式 NS-CW 190人槽) 浄化槽法第11条の検査に適合するよう維持管理に努めること。 法定検査 浄化槽汚泥汲取り	年26回以上 年1回 年1回
警備業務	開館時間外	1. 任務 (1)火災、盗難及び破損行為の予防 (2)事故確認時における関係先への通報及び連絡 (3)警備報告書及び事故報告等の提出 2. 方法 (1)機械警備と巡回警備(不定期隔日)との併用とする (2)機械警備は毎日定期的に通信し、異常の有無を確認できるもの及び対象物で発生した異常事態を受信者へ自動的に通報する機能を有するものとする (3)巡回警備は有事に備えることのできる配置とする	
廃棄物処理業務		可燃物 不燃物	週2回 週1回

(公財)B&G財団との連携業務

業務名	業務の内容
日常業務	・B&G財団からのメールの確認をする。 ・B&G海洋センター施設(体育館・第2体育館・プール)の利用人数をメールでB&G財団へ報告する。
適宜行う業務	・今治市内B&G関連事業の参加募集・引率・運営を行う。 (今治市内3センター会員交流会) ・愛媛県B&G財団地域海洋センター連絡協議会関連事業の参加募集・引率・運営を行う。 (水泳大会、マリンスポーツ大会、前期・後期交流会、リーダー研修) ・四国ブロック地域海洋センター連絡協議会関連事業の参加募集・引率・運営を行う。 (交流会、研修会) ・B&G財団関連の会議へ出席する。 (県・ブロック総会・研修会、役員会、責任者会議、再研修) ・愛媛県・四国ブロックB&G連絡協議会の事務局が持ち回りで当たった場合はその業務を行う。 ・B&G財団からの要請があった報告書を作成、返送すること。

施設等の維持管理に関する業務基準表(玉川地区)

- ①今治市営玉川総合公園運動場(多目的広場)
- ②今治市営玉川総合公園運動場(テニスコート)
- ③今治市営玉川総合公園運動場(多目的体育館)

体育施設仕様書資料6-3 ①今治市営玉川総合公園運動場(多目的広場)
施設等の維持管理に関する業務基準表

項目		業務内容	点検回数
清掃管理業務		多目的広場に付随する施設の清掃業務(トイレなど) グラウンド整備	適宜
保守点検 業務	浄化槽管 理保守	合併浄化槽 接触ばっ気方式(NS55A 85人槽) 玉川総合公園南トイレ、玉川総合公園北トイレ 浄化槽法第11条の検査に適合するよう維持管理に努めること。 法定検査 浄化槽汚泥汲取り	各年12回以上 年1回 年1回
廃棄物処理業務		可燃物 不燃物	週2回 週1回

体育施設仕様書資料6-3 ②今治市宮玉川総合公園運動場(テニスコート)
施設等の維持管理に関する業務基準表

項目	業務内容	点検回数
清掃管理業務	テニスコートに付随する施設の清掃業務(倉庫など) コート整備	適宜
廃棄物処理業務	可燃物 不燃物	週2回 週1回

体育施設仕様書資料6-3 ③今治市営玉川総合公園運動場(多目的体育館)
施設等の維持管理に関する業務基準表

項目		業務内容	点検回数
清掃管理 業務	日常清掃	屋内、外回りの清掃 床清掃、トイレ清掃等	適宜
	定期清掃	1 カーペットクリーニング(事務室・応接室・児童ルーム、三世代ふれあい室、会議室1・2、母子室、大ホール可動椅子・2階、2階ホワイエ、選手更衣室1・2) 2 乾式清掃(アリーナ、トレーニング室、柔剣道場) 3 床長尺シート洗浄ワックス掛け(ホワイエ、エントランス、ロビー、研修室、器具庫(トレーニング室)、湯沸質、男子更衣室、女子更衣室、事務所湯沸室、事務所倉庫、器具庫A、器具庫B、ステージ倉庫、大ホール(通路、大道具置場)柔剣道場(入口、通路、男女更衣室)、各階段、通路 4 トイレ洗面洗浄 5 中庭・玄関・外路タイル洗浄 6 サッシ・ガラス・網戸クリーニング 7 エアコンフィルタークリーニング	年1回
保守点検 業務	可動椅子 保守点検	定期点検 1. 電動式可動椅子付移動観客席 RCS-3252A 544席 2. 電動式可動椅子付移動観客席 FCP(変形)タイプ 208席	年1回
	舞台吊物 機構保守 点検	定期点検 1. 舞台吊物設備の自然消耗、破損等による障害の未然防止、取扱の良否の指導等、製品の寿命を保たせるための保守点検	年1回
	舞台照明 設備保守 点検	定期点検 1. 調光設備主幹盤に関する一切の調整点検補修絶縁テスト 2. 舞台調光機器等に関する調整点検補修絶縁テスト 3. 照明卓等に関する接触ヒューズ配線プラグ及びレセップ等に関する調整及び動作テスト 4. 客席調光器の調整点検補修絶縁テスト 5. ボーダーライト、シーリングライト、フットライト、スポットライト等機具の調整点検補修絶縁テスト 6. 各調光機器関係のコンセント回路等の調整点検補修絶縁テスト	年2回
	舞台音響 設備保守 点検	定期点検 1. 各機器の動作点検及び外観点検 2. 各モジュール、アンプ増幅度、S/N比、歪率、周波数特性 3. EQ調整 4. 各端子の増締め 5. 入出力パッチ、コネクタの点検 6. 各メーカー、表示ランプ、ヒューズの点検 7. 各機器の清掃	年2回
	自家用工 作物保安 業務	電気事業法第43号の規定に基づき、自家用電気工作物が、電気設備技術基準に適合しているかどうかを確認する 月次点検(絶縁監視装置等) 年次点検	隔月1回 年1回
	昇降機保 守点検	三菱エレベーター「グランディVFDLA」1台 1. 定期的に計画的な点検・手入れ保全(給油・調整・清掃) 2. リモート点検(運行状態を常時記録し、その記録を収集して、定期的に機器及び運転機能を点検する。 3. 異常監視・対象設備に異常が発生したときは、リモート点検装置から異常通報に基づき、適切な処置をとる。 4. 故障時の緊急点検	年1回 (定期点検) 随時 (リモート点検等)

体育施設仕様書資料6-3 ③今治市営玉川総合公園運動場(多目的体育館)
施設等の維持管理に関する業務基準表

項目	業務内容	点検回数
保守点検業務	空調設備保守点検 1 年2回冷房・暖房の切替 2 リモート点検(運行データを定期的に収集・分析し設備の運行状態を点検する。 3 異常監視・・・対象設備に異常が発生したときは、リモート点検装置から異常通報に基づき、適切な処置をとる。 4 故障時の緊急点検 5 フロン排出抑制法に基づく定期点検の実施	年2回 (定期点検) 随時 (リモート点検等)
	受水槽・高架水槽保守点検 受水槽清掃 高架水槽清掃 揚水ポンプ点検	年1回 年1回 年2回
	自動扉保守点検 点検内容 自動扉の開閉に伴う利用者の安全性を図るとともに、突発的な故障を未然に防止することを目的とする。 自動扉の点検並びにメンテナンス定期点検	年2回(半期ごと)
	消防設備保守点検業務 消防法第17条に基づき、消防施設等が同法17条の技術上の基準に適合しているかどうかを確認する	年2回
	防火対象物点検業務 消防法第8条の2の2に基づく点検	年1回
	消防設備保守点検 点検内容 消防法第17条に基づき、消防施設等が同法17条の技術上の基準に適合しているかどうかを確認する ・機器点検(外観点検を含む) ・総合点検(外観点検を含む) ・防火対象物点検	年2回 年1回 年1回
	グランドピアノ保守点検 ヤマハコンサートピアノ CFⅢ-S 調律、整調、整音、分解整備	年1回
	浄化槽管理保守 合併浄化槽(接触ばっ気方式 NR2-DE 300人槽) 浄化槽法第11条の検査に適合するよう維持管理に努めること。 法定検査 浄化槽汚泥汲取り	年26回以上 年1回 年1回
警備業務	開館時間外の警報器による防犯監視 警報器による火災監視 事故確認時における関係先への通報及び連絡 警備報告書及び事故報告書等の提出	閉館時 (機械警備)
廃棄物処理業務	可燃物 不燃物	週2回 週1回

施設等の維持管理に関する業務基準表(波方地区)

- ①今治市営波方公園運動場(野球場)
- ②今治市営波方公園運動場(多目的広場)
- ③今治市営波方公園運動場(庭球場)
- ④今治市営波方公園運動場(プール)
- ⑤今治市営波方公園運動場(体育館)
- ⑥今治市営波方公園運動場(武道館)
- ⑦今治市営波方公園内の附属施設(歴史民族資料館)

体育施設仕様書資料6-4 ①今治市宮波方公園運動場(野球場)
施設等の維持管理に関する業務基準表

項 目		業務の主な内容	点検回数等
清掃管理 業務	日常清掃	グラウンドの管理 全体整備 1. スタンド清掃 2. 室内清掃、トイレ清掃 3. 落葉清掃、草抜き 4. 除草剤散布	適宜
	電気工作 物保安管 理	電気事業法第43号第1項の規定に基づき、自家用電気工作物が、電気設備技術基準に適合しているかどうかを確認する 月次点検 (絶縁監視装置設置) 年次点検	隔月1回 年1回
保守点検 業務	消防設備 保守点検	点検内容 消防法第17条に基づき、消防施設等が同法17条の技術上の基準に適合しているかどうかを確認する ・機器点検(外観点検を含む) ・総合点検(外観点検を含む)	年2回 年1回
	廃棄物処理業務	可燃物 不燃物	週2回 週1回

体育施設仕様書資料6-4 ②今治市宮波方公園運動場(多目的広場)
施設等の維持管理に関する業務基準表

項 目		業務の主な内容	点検回数等
清掃管理 業務	日常清掃	(1)観覧席清掃業務 (2)グラウンド整備	適宜
保守点検 業務	電気工作 物保安管 理業務 (ナイター 設備)	電気事業法第43条第1項の規定に基づき、自家用電気工作 物が、電気設備技術基準に適合しているかどうかを確認する 月次点検 (絶縁監視装置設置) 年次点検	隔月1回 年1回
廃棄物処理業務		可燃物 不燃物	週2回 週1回

体育施設仕様書資料6-4 ③今治市宮波方公園運動場(庭球場)
施設等の維持管理に関する業務基準表

項 目		業務の主な内容	点検回数等
清掃管理 業務	日常清掃	1. 常に施設が清潔な状態にあり、使用者が気持ちよく使用できるように努めること 2. 施設の使用状況に応じて実施時間や場所を考慮するなど使用者に迷惑のかからないように業務にあたること 3. テニスコートに付随する施設の清掃業務 4. コート整備	適宜
保守点検 業務	電気工作 物保安管 理業務 (ナイター 設備)	電気事業法第43条第1項の規定に基づき、自家用電気工作物が、電気設備技術基準に適合しているかどうかを確認する 月次点検 (絶縁監視装置設置) 年次点検	隔月1回 年1回
廃棄物処理業務		可燃物 不燃物	週2回 週1回

体育施設仕様書資料6-4 ④今治市宮波方公園運動場(プール)
施設等の維持管理に関する業務基準表

項 目		業務の主な内容	点検回数等
清掃管理 業務	定期清掃	1. 任務 プール関連施設の美化 2. 清掃内容 (1) 管理棟清掃 (ガラス磨、床面洗浄) (2) プール清掃 50mプール床面・壁面清掃 1,080㎡ 子供プール床面・壁面清掃 320㎡ 幼児プール床面・壁面清掃 20㎡ スライダープール床面・壁面清掃 99㎡ (3) スライダー塔 階段・踊場洗浄 17㎡ (手摺清掃含む) (4) ウォータースライダー 滑面(内面)洗浄 91㎡ (5) 観覧席下方4段 洗浄 132㎡ (6) プールサイド清掃 インターロッキングタイル清掃 1,646㎡ 排水溝清掃(排水口も含む)	年1回(開園前)
	日常清掃	1. 場内清掃 2. プール槽内清掃 3. 落葉清掃、草抜き	適宜
保守点検 業務	電気工作 物保安	電気事業法第43号第1項の規定に基づき、自家用電気工作 物が、電気設備技術基準に適合しているかどうかを確認する 月次点検 (絶縁監視装置設置) 年次点検	隔月1回 年1回
	消防設備 保守点検	点検内容 消防法第17条に基づき、消防施設等が同法17条の技術上 の基準に適合しているかどうかを確認する ・機器点検(外観点検を含む) ・総合点検(外観点検を含む)	年2回 年1回
	スライ ダー保守	1. 定期点検 2. 安全点検	年1回 毎日
	ろ過装置 保守点検	1. 定期点検 期初点検調整試運転 期末点検調整収納 2. 故障時の緊急保守点検	年1回 適時
	水質検査	理化学検査 細菌検査	年1回 1月1回以上
	監視等	運営に伴う業務 (1) 受付、案内、改札業務 (2) 利用者の安全監視業務 (3) 施設の開場、閉場 (4) 施設利用状況等統計記録及び報告 (5) 施設、機械器具等の使用管理及び点検整備 (5) 施設の清掃 (6) 水の事故に対する応急措置 (7) その他使用管理に係る一般事務	
廃棄物処理業務		可燃物 不燃物	週2回 週1回

体育施設仕様書資料6-4 ⑤今治市宮波方公園運動場(体育館)
施設等の維持管理に関する業務基準表

項 目		業務の主な内容	点検回数等
植栽管理業務		玄関横植込(寄植6㎡) (1)剪定(弱) (2)薬剤散布 (3)除草 (4)寄植え施肥	年1回 年4回 年4回 年2回
清掃管理業務	日常清掃	1. 日常清掃 1人体制 2. 清掃内容 屋内、外回りの清掃。 床の拭き掃き、床面等汚れ部分の補修、雑巾掛け(テーブル類)、ゴミ箱・ゴミ袋の処理、灰皿の処理、手すり・衛生陶器類の磨き、トイレ清掃、トイレトーパー等の補充、ドア磨き、ガラス類磨き、マット清掃、掃除機掛け、拭き掃除、モップ交換・洗濯など	適宜 適宜
	定期清掃	卓球場・トレーニング場・2階観覧席・2階倉庫2か所・階段2か所・1階倉庫3か所・1階更衣室2か所・1階事務室床 洗浄、ワックス塗 2階床面より4mの高さまでガラス洗浄・磨き アリーナ・ステージ・ロビーフローリング トレッシングオイル磨き	年1回 1週間1回以上
保守点検業務	電気工作物保安	電気事業法第43号第1項の規定に基づき、自家用電気工作物が、電気設備技術基準に適合しているかどうかを確認する 月次点検 (絶縁監視装置設置) 年次点検	隔月1回 年1回
	消防設備保守点検	点検内容 消防法第17条に基づき、消防施設等が同法17条の技術上の基準に適合しているかどうかを確認する ・機器点検(外観点検を含む) ・総合点検(外観点検を含む) ・防火対象物点検	年2回 年1回
廃棄物処理業務		可燃物 不燃物	週2回 週1回

体育施設仕様書資料6-4 ⑥今治市営波方公園運動場(武道館)
施設等の維持管理に関する業務基準表

項 目		業務の主な内容	点検回数等
植栽管理業務		玄関横植込(寄植20m ²) (1)剪定(弱) (2)薬剤散布 (3)除草 (4)寄植え施肥	年1回 年4回 年4回 年2回
清掃管理業務	日常清掃業務	1. 日常清掃 1人体制 2. 清掃内容 屋内、外回りの清掃。 床の拭き掃き、床面等汚れ部分の補修、雑巾掛け(テーブル類)、ゴミ箱・ごみ袋の処理、灰皿の処理、手すり・衛生陶器類の磨き、トイレ清掃、トイレトーパー等の補充、ドア磨き、ガラス類磨き、マット清掃、掃除機掛け、拭き掃除、モップ交換・洗濯など	適宜 適宜
	定期清掃業務	2階倉庫2か所・1階倉庫・1階更衣室2か所・1階事務室・会議室床 洗浄、ワックス塗 全てのガラス洗浄・磨き 2階剣道場・1階柔道場入口・ロビーフローリング トレッシングオイル磨き	年1回 1週間1回以上
保守点検業務	電気工作物保安	電気事業法第43号第1項の規定に基づき、自家用電気工作物が、電気設備技術基準に適合しているかどうかを確認する 月次点検 (絶縁監視装置設置) 年次点検	隔月1回 年1回
	消防設備保守点検	点検内容 消防法第17条に基づき、消防施設等が同法17条の技術上の基準に適合しているかどうかを確認する ・機器点検(外観点検を含む) ・総合点検(外観点検を含む)	年2回 年1回
廃棄物処理業務		可燃物 不燃物	週2回 週1回

体育施設仕様書資料6-4 ⑦今治市宮波方公園内の附属施設(歴史民族資料館)
施設等の維持管理に関する業務基準表

項 目		業務の主な内容	点検回数等
日常管理 業務	施錠管理	・管理内容 以下の開館日・開館時間に合わせて開錠、施錠及び消灯確認を行う (1)開館日 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律に規程する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同法に規程する休日でない日)・12月29日から翌年1月3日及び陳列等運営上必要な日を除く日 (2)開館時間 午前9時から午後5時及び教育委員会が特に必要と認めるとき	開館 午前9時 閉館 午後5時

施設等の維持管理に関する業務基準表(大西地区)

- ①今治市営大西体育館
- ②今治市営大西別府運動場
- ③今治市営大西衣黒運動場

体育施設仕様書資料6-5 ①今治市営大西体育館
施設等の維持管理に関する業務基準表

項 目		業務の主な内容	点検回数等
植栽管理業務		植込(上木(60cm以上)28本・寄植60m ²) (1)剪定(弱) (2)薬剤散布 (3)除草 (4)寄植え施肥 (5)灌水	年1回 年4回 年4回 年2回 適宜
清掃業務	日常清掃	1. 日常清掃 1人体制 2. 清掃内容 屋内、外回りの清掃。 床の拭き掃き、床面等汚れ部分の補修、雑巾掛け(テーブル類)、ゴミ箱・ごみ袋の処理、灰皿の処理、手すり・衛生陶器類の磨き、トイレ清掃、トイレトーパー等の補充、ドア磨き、ガラス類磨き、マット清掃、掃除機掛け、拭き掃除、モップ交換・洗濯など	適宜 適宜
	定期清掃	(1)床面洗浄樹脂ワックス仕上げ 1F(557.2m ²)玄関口、ロビー、会議室、各更衣室、事務室、各通路 2F(911.0m ²)南・西・北側客席、卓球場、トレーニング室、各通路、階段 (2)トイレ(47.4m ²) 便器内尿石消臭除去、面台薬品洗浄 (3)ガラスクリーニング(窓枠、サッシ含む) 内外とも石鹼水又は薬剤類をもって拭き、乾布でみがく。 (4)ドレッシングオイル拭き アリーナ(1,540.0m ²)、武道場(264.9m ²) (5)管内側壁、天井等の清掃(蜘蛛の巣の除去)	年1回 年1回 年1回 年1回
保守点検業務	電気工作物保安	電気事業法第43号第1項の規定に基づき、自家用電気工作物が、電気設備技術基準に適合しているかどうかを確認する 月次点検 (絶縁監視装置設置) 年次点検	隔月1回 年1回
	消防設備保守点検	点検内容 消防法第17条に基づき、消防施設等が同法17条の技術上の基準に適合しているかどうかを確認する ・機器点検(外観点検を含む) ・総合点検(外観点検を含む) ・防火対象物点検	年2回 年1回
警備業務		開館時間外の警報器による防犯監視 警報器による火災監視 事故確認時における関係先への通報及び連絡 警備報告書及び事故報告書等の提出	閉館時 (機械警備)
廃棄物処理業務		可燃物 不燃物	週2回 週1回

体育施設仕様書資料6-5 ②今治市営大西別府運動場
施設等の維持管理に関する業務基準表

項 目		業務の主な内容	点検回数等
植栽管理業務		植込(上木(60cm以上)17本) (1)剪定(弱) (2)薬剤散布 (3)除草	年1回 年4回 年4回
清掃業務		作業員1名 1時間を基本とする トイレ施設清掃及び運動場内のゴミ清掃	月4回
保守点検 業務	浄化槽管 理保守	合併浄化槽 接触ばっ気方式(SNH2) 別府運動場(50人槽) 浄化槽法第11条の検査に適合するよう維持管理に努めること。 法定検査 浄化槽汚泥汲取り	年12回以上 年1回 年1回
廃棄物処理業務		可燃物 不燃物	週2回 週1回

体育施設仕様書資料6-5 ③今治市営大西衣黒運動場
施設等の維持管理に関する業務基準表

項 目		業務の主な内容	点検回数等
植栽管理業務		植込(上木(60cm以上)42本・寄植36m ²) (1)剪定(弱) (2)薬剤散布 (3)除草 (4)寄植え施肥 (5)灌水	年1回 年4回 年4回 年2回 適宜
清掃業務		1. 常に施設が清潔な状態にあり、使用者が気持ちよく使用できるように努めること 2. 施設の使用状況に応じて実施時間や場所を考慮するなど使用者に迷惑のかからないように業務にあたること 3. グランド整備 4. テニスコートに付随する施設の清掃業務 5. コート整備 6. トイレ施設清掃及び運動場内のゴミ清掃	適宜
保守点検業務	電気工作物保安	電気事業法第43号第1項の規定に基づき、自家用電気工作物が、電気設備技術基準に適合しているかどうかを確認する 月次点検 (絶縁監視装置設置) 年次点検	隔月1回 年1回
	浄化槽保守点検	浄化槽汚泥汲取り	年6回程度
廃棄物処理業務		可燃物 不燃物	週2回 週1回

施設等の維持管理に関する業務基準表(菊間地区)

- ①今治市営菊間コミュニティホール
- ②今治市営亀岡地区公園運動場
- ③今治市営菊間緑の広場公園運動場(多目的広場)
- ④今治市営菊間緑の広場公園運動場(庭球場)
- ⑤今治市営菊間緑の広場公園運動場(総合体育館)

体育施設仕様書資料6-6 ①今治市営菊間コミュニティホール
施設等の維持管理に関する業務基準表

項 目		業務の主な内容	点検回数等
植栽管理業務		植込(松1本) (1)剪定(弱) (2)薬剤散布 (3)除草	年1回 年4回 年4回
清掃管理 業務	日常清掃	1. 日常清掃 1人体制 2. 清掃内容 屋内、屋外、ホール周辺、駐車場の清掃。 床の拭き掃き、床面等汚れ部分の補修、雑巾掛け(テーブル類)、ゴミ箱・ごみ袋の処理、手すり・衛生陶器類の磨き、トイレ清掃、トイレトーパー・石鹸等の補充、ドア磨き、ガラス類磨き、マット清掃、掃除機掛け、拭き掃除、モップ交換・洗濯、樹木の散水など	適宜 適宜
	定期清掃	床面クリーニング:1階アリーナ乾式清掃後ウレタン樹脂塗布(テープ、ガム、汚物除去補修)697.5㎡ 1～2階通路階段洗浄ウレタン樹脂塗布38.2㎡ 2階トイレ、2階更衣室洗浄ワックス塗布22.6㎡ 1階入り口正面ロビー石床洗浄清掃	年1回 年1回 年1回 年1回
	消防設備 保守点検	点検内容 消防法第17条に基づき、消防施設等が同法17条の技術上の基準に適合しているかどうかを確認する ・機器点検(外観点検を含む) ・総合点検(外観点検を含む)	年2回 年1回
	浄化槽管理 保守	合併浄化槽(活性汚泥方式 NS-A 接触ばっ気方式 65人槽) 浄化槽法第11条の検査に適合するよう維持管理に努めること。 法定検査 浄化槽汚泥汲取り	年26回以上 年1回 年1回
廃棄物処理業務		可燃物 不燃物	週2回 週1回

体育施設仕様書資料6-6 ②今治市営亀岡地区公園運動場(多目的広場)
施設等の維持管理に関する業務基準表

項 目		業務の主な内容	点検回数等
管理業務		グラウンドの管理 (1)全体整備(トラクターやグラウンドレイキ等を使い、グラウンド全体を整備する。また、グラウンド内へ土を入れたりする。)	適宜
清掃管理 業務	日常清掃	1 ベンチ、スタンド清掃、グラウンド周辺清掃(ゴミ拾い)。	適宜
		2 トイレ清掃	適宜
		3 落葉清掃、草抜き	適宜

体育施設仕様書資料6-6 ③今治市営菊間緑の広場公園運動場(多目的広場)
施設等の維持管理に関する業務基準表

項 目		業務の主な内容	点検回数等
管理業務		グラウンドの管理 (1)全体整備(トラクターやグランドレイキ等を使い、グラウンド全体を整備する。また、グラウンド内へ土を入れたりする。)	適宜
清掃管理 業務	日常清掃	1 ベンチ、スタンド清掃、グラウンド周辺清掃(ゴミ拾い)。 2 トイレ清掃 3 落葉清掃、草抜き	適宜 適宜 適宜
保守点検 業務	電気工作 物保安	電気事業法第43号第1項の規定に基づき、自家用電気工作物が、電気設備技術基準に適合しているかどうかを確認する 月次点検 (絶縁監視装置設置) 年次点検	隔月1回 年1回

体育施設仕様書資料6-6 ④今治市営菊間緑の広場公園運動場(庭球場)
施設等の維持管理に関する業務基準表

項 目		業務の主な内容	点検回数等
清掃管理 業務	日常清掃	1常に施設が清潔な状態にあり、使用者が気持ちよく使用できるように努めること	適宜
		2施設の使用状況に応じて実施時間や場所を考慮するなど	適宜
		使用者に迷惑のかからないように業務にあたること	
		3テニスコートに付随する施設の清掃業務	適宜
		4コート整備	適宜
		【砂入り人工芝テニスコート】 ブラシによる砂均し作業を月2回行うこと。また、年1回「けい砂」を補充するとともに砂均し作業を行うこと。	

施設等の維持管理に関する業務基準表

項 目		業務の主な内容	点検回数等
植栽管理業務		植込(上木(60cm以上)11本・松1本・寄植62㎡) (1)剪定(弱) (2)薬剤散布 (3)除草 (4)寄植え施肥 (5)灌水	年1回 年4回 年4回 年2回 適宜
清掃管理業務	日常清掃業務	1. 日常清掃 1人体制 2. 清掃内容 屋内、屋外、体育館周辺、駐車場の清掃。 床の拭き掃き、床面等汚れ部分の補修、雑巾掛け(テーブル類)、ゴミ箱・ごみ袋の処理、灰皿の処理、茶灰殻の処理、手すり・衛生陶器類の磨き、トイレ清掃、トイレトーパー・石鹸等の補充、ドア磨き、ガラス類磨き、マット清掃、掃除機掛け、拭き掃除、モップ交換・洗濯、樹木の散水など	適宜 適宜
	定期清掃業務	床面クリーニング:床面洗浄(1階磁器タイル部分)328.5㎡、床面洗浄(2階磁器タイル部分)121㎡、床面洗浄ワックス仕上げ2,247㎡、床面清拭ドレッシングオイル仕上げ2,162㎡、カーペットクリーニング59.8㎡。 ガラスクリーニング:高所ガラス清掃作業(作業車使用2日)1,070㎡、<清掃箇所>各窓ガラス及び事務室、母子室ガラス、観客席手摺ガラス、放送席ガラス(高所排煙窓は除く。) ステンレスクリーニング:玄関風除室ステンレス磨き24㎡ 網戸清掃:170cm×85cm(15枚)、177cm×78cm(3枚)、69cm×67cm(28枚)	年1回 年1回 年1回 年1回
保守点検業務	電気工作物保安	電気事業法第43号第1項の規定に基づき、自家用電気工作物が、電気設備技術基準に適合しているかどうかを確認する 月次点検 (絶縁監視装置設置) 年次点検	隔月1回 年1回
	消防設備保守点検	点検内容 消防法第17条に基づき、消防施設等が同法17条の技術上の基準に適合しているかどうかを確認する ・機器点検(外観点検を含む) ・総合点検(外観点検を含む) ・防火対象物点検	年2回 年1回
	浄化槽保守点検	点検内容(合併処理浄化槽(ダイキFN2F360B-2)活性汚泥方式360人槽(55.8㎡)) 浄化槽法11条の検査に適合するよう維持管理に努める。 保守点検 汚泥引抜き清掃6,120ℓ、法定検査、精密濾過膜薬品洗浄	年52回以上 年1回

体育施設仕様書資料6-6 ⑤今治市営菊間緑の広場公園運動場(総合体育館)

施設等の維持管理に関する業務基準表

項 目		業務の主な内容	点検回数等
	エレベーター保守点検業務	点検内容 エレベーターの正常な運転機能を維持するため、リモートメンテナンスシステムにより常時遠隔監視、診断を行うとともに計画的に技術員を派遣し、適切な点検とお客様納めエレベーターの稼働データを基に、設定した周期に従って機器の整備を行います。 定期点検(人力) 遠隔保守管理	2か月に1回 月1回
	自動扉保守点検	点検内容 自動扉の開閉に伴う利用者の安全性を図るとともに、突発的な故障を未然に防止することを目的とする。 自動扉の点検並びにメンテナンス定期点検	年2回(半期ごと)
警備業務	開館時間外	1任務 (1)火災、盗難及び破損行為の予防 (2)事故確認時における関係先への通報及び連絡 (3)警備報告書及び事故報告等の提出 2方法 (1)機械警備と巡回警備(不定期隔日)との併用とする (2)機械警備は毎日定期的に通信し、異常の有無を確認できるもの及び対象物で発生した異常事態を受信者へ自動的に通報する機能を有するものとする (3)巡回警備は有事に備えることのできる配置とする	閉館時 (機械警備)
廃棄物処理業務		可燃物 不燃物	週2回 週1回